

令和2年4月17日

社会福祉法人恩賜財団済生会

代理人 弁護士 今出川 幸寛 殿

首都圏青年ユニオン連合会

本部

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号

博多駅東パネスビル2F

マレーシア支部

The Ritz-Carlton Residence Kuala Lumpur, Laman Sentral Berjaya, No, 105,

Jalan Ampang 50450 Kuala Lumpur.

カンボジア支部

253, NA, NA, Sansam Kosal Pir, Boeng Tumpun1, Mean Chey, Phnom Penh

代表者

執行委員長

組合員

和解案に対する回答書

前略 貴殿より頂戴した令2年4月6日付の「合意書」について、以下の通り回答を致します。

1 貴殿より頂戴した和解案につき各組合員に確認したところ、①当組合は、組合員加入通知書の段階から所在地等の連絡先について全て記載していたにも拘わらず、済生会は全く根拠なく、名称も住所も異なる首都圏青年ユニオンに連絡をする可能性を示唆し、各組合員に対してその個人情報が流出するかのような恐怖を覚えさせ、解決を遅らせようとしたこと、②済生会より、各組合員がどのようなパワハラ等にあったのか、何を問題視したのか、という要求がなされたため、各組合員が集まり、時間のない中で、書面をまとめたところ、同一内容の主張になっていることのみをもって、事実とは認められない、という短絡的で何ら根拠のない回答を行ったこと、③団体交渉の要求に対して貴法人側から誠意ある対応がなされてこなかったこと等から、現時点での和解には感情的に応じがたいという気持ちもあるところではございます。もっとも、貴殿との交渉が長期化する中で、各組合員においても早期に解決したいとの思いもあることから、解決金が一人100万円であれば和解に応じる準備があります。

2 ただし、貴社が上記提案を受けられない場合には、当組合としては、これまでの上記の

ような不誠実な対応を受けていることから、本件について誠実な交渉を以て解決するには、東京都労働委員会による済生会の不誠実団交による不当労働行為を認定してもらうことも検討しているところです。

少なくとも、当組合としては貴殿の団体交渉に対する不誠実な対応を打破し、組合員の利益を保護するために最大限の活動を行っていく所存です。具体的には貴法人で過去に勤務した労働者について、インターネット等を通じて、大々的に退職者を募り、過去の事実の確認や同様の権利侵害を受けている方がいないか事情を確認していく予定です。

- 3 当組合といたしましては、迅速な組合員の権利回復のため、和解ができなかった場合でも、以後、互いに誠実で建設的な団体交渉が実現していくことを切に願っております。もっとも、本件のこれまでの貴法人の言動については、既に多くの組合員から批判が集まっているところであり、一部組合員からは **WEB** での団体交渉も開催して参加させてもらいたい旨の要望が来ております。この点、団体交渉について、法律上は、人数を制限できる根拠はなく、**WEB** での団体交渉であれば、場所的な問題から人数に制限をかける必要はないため、和解が不成立となった場合には、**WEB** での団体交渉に応じて頂きますよう、よろしく願いいたします。

以上